

「試験研究施設における向精神薬取扱いの手引」の改訂点

※ 赤字下線は、改訂点です。

第3 譲受け（法第50条の16）

- (1) 向精神薬を譲り受けることができる相手は、免許を受けた向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬卸売業者及び登録を受けた他の向精神薬試験研究施設です。
- (注) 薬局開設者及び医薬品の卸売販売業の許可を受けた者は、都道府県知事に別段の申出をしない限り、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされます（法第50条の26）。
- (2) その他、臨床試験のため病院、診療所又は飼育動物診療施設の開設者に譲り渡した向精神薬が返品される場合や、病院、診療所又は飼育動物診療施設の開設者が患者の試験検査のために必要な向精神薬を譲り渡す場合も譲り受けることができます。

第7 事故（法第50条の22）

向精神薬試験研究施設で所有する向精神薬について、下記の数量以上の滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、すみやかにその向精神薬の品名、数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を「向精神薬事故届」により登録を行った地方厚生（支）局長又は都道府県知事に届け出ください（施行規則第41条）。

* 下記以下の量であっても、盗取・詐取等の場合には、登録を行った地方厚生（支）局長又は都道府県知事に届け出ると共に警察署にも届け出してください。

末、散剤、顆粒剤	100グラム（包）
錠剤、カプセル剤、坐剤	120個
注射剤	10アンプル（バイアル）
内用液剤	10容器
経皮吸収型製剤	10枚

* ODフィルム剤は「錠剤」にあたります。

【参考】向精神薬一覧（平成24年1月現在）

1 物質名一覧表

～～～（一覧表略）～～～

2 向精神薬（商品名：例示）一覧表【物質名順】

～～～（一覧表略）～～～